

佐賀県告示第9号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17
第1項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

令和4年1月21日

佐賀県知事 山口 祥 義

指定番号	区域		埋立地の区分
	所在	地番	
20	東松浦郡玄海町大字 今村字杉	3672 番 1	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令 (昭和46年政令第300 号)第13条の2第3号 イに規定する埋立地